

令和８年度工事監査実施計画

８世監第１１２号

令和８年９月４日

１ 実施方針

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第５項の規定に基づく工事監査については、世田谷区監査基準（令和２年２月１３日監査委員決定）及び令和８年度世田谷区監査基本計画（令和８年３月９日監査委員決定）に基づき、次の方針で実施する。

- （１）区が実施する工事を対象とし、技術面や安全面から当該工事が適正に行われているかを中心とし、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施する。

２ 対象工事の決定基準

令和７年度から令和８年度監査実施日までに着手、施工又は竣工した工事であり、契約又は予定金額が９千万円以上の中から抽出する。

３ 監査対象工事

工事件名 世田谷区立桜丘幼稚園改修工事
施工場所 世田谷区桜丘５丁目２番１９号

４ 監査対象部

監査の対象とする部は、施設営繕担当部、教育センターとする。

５ 実施期間等

令和８年７月から令和９年２月までの間に実施する。監査を実施する日程等は、別紙日程表のとおりとする。

６ 実施方法

次の方法により監査を実施する。

（１）技術調査

工事の技術的な面については、専門機関（技術士により組織される団体等）に調査（書類調査と現場調査）及び報告書の作成を委託する。

（２）監査委員による監査

監査資料や技術調査報告書等をもとに実査による監査を行うとともに、監査対象部課への事情聴取により監査を行う。

(3) 事務局による監査

監査資料や技術調査報告書等による確認、調査、検証を行うほか、必要に応じ監査対象部課に対する事情聴取を行う。

7 着眼点

監査の実施にあたっては、次の点に着眼して実施する。

- (1) 設計は、適正かつ合理的なものとなっているか。
- (2) 設計図書（図面、仕様書）及び積算は、適正かつ合理的、経済的なものになっているか。
- (3) 施工及び施工管理は、適切に行われているか。
- (4) 工事監理及び工事監督は、適正に行われているか。
- (5) 各種指針、方針が活かされているか。

8 監査結果

監査の結果については、監査終了後、速やかに監査結果報告書として決定し、これを関係機関に提出するとともに、公表する。

9 その他

実施日程等については、変更する場合がある。